

消防庁第110号
平成24年5月31日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部
応急対策室長

火災・災害等に関する即報について

現在、火災に関しては「火災報告取扱要領」、災害に関しては「災害報告取扱要領」、救急事故等に関しては「救急事故等報告要領」の各取扱要領に基づき、定期的に報告をいただくとともに、火災・災害等の発生を覚知した際に、消防庁においてより迅速かつ的確にその情報を把握するため、その都度、「火災・災害等即報要領」（以下「即報要領」という。）に基づき、報告いただいているところであります。

これらの情報は大変重要な位置付けにあり、特に「即報要領」に基づく情報に関しては、消防庁のみならず政府関係機関において、火災・災害等の規模、被害状況、消防機関の対応等を把握するとともに、関係機関の現地での活動を支援する体制の検討を行うための重要な情報となっております。

しかしながら、先般から火災・災害等に関する即報に関して、事案の覚知から第1報の報告までに数時間を要した事例が散見されることを踏まえ、改めて下記の点に留意し、速やかな報告に努めていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県においては、貴管内市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下同じ。）に対して、この旨周知いただきますよう重ねてお願いいたします。

記

- 1 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときには原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲（注）でその第1報を都道府県に報告願います。

また、第2報以後は、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告願います。

都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告願います。

(注) 第1報の報告については、報告の迅速化を優先するため、被害の全容が明らかでなくとも、その概要が把握できるものであれば、即報様式以外での送付も可能です。

例えば、内部報告用に独自様式を利用している場合には、当該独自様式の余白部分にあて先を「消防庁あて(第1報)」と手書きし報告するなど、迅速化に努めてください。

- 2 市町村は、即報要領に定める「直接即報基準」に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)の情報については、都道府県への報告に加えて、消防庁へも直接報告願います。

担当

消防庁国民保護・防災部防災課 応急対策室

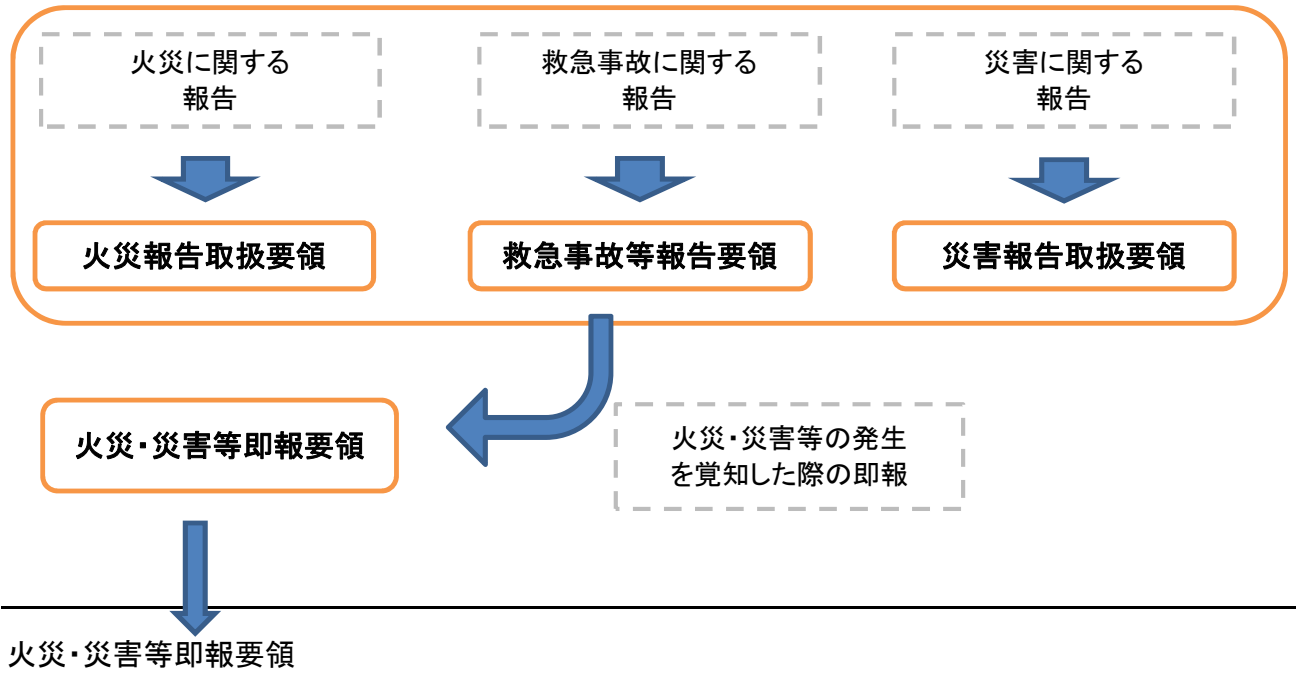
矢竹、和田、山本、門屋

電 話：03-5253-7527

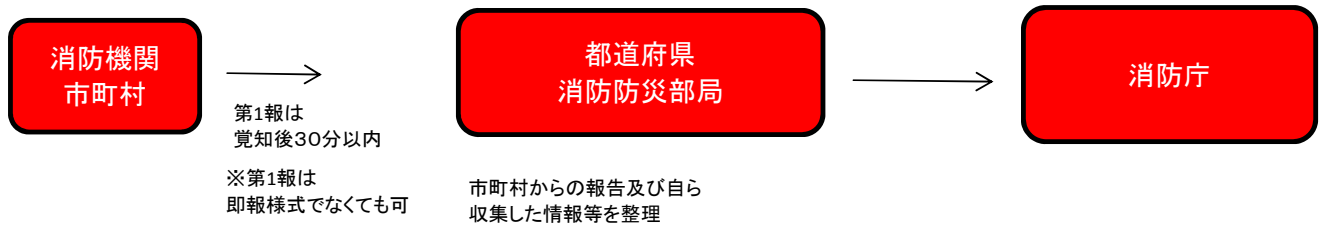
F A X：03-5253-7537

火災・災害等に関する報告について

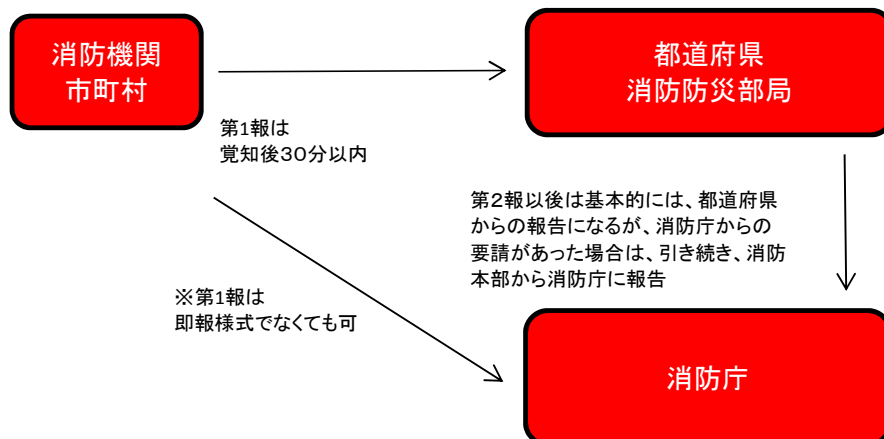
<参考>



第2 即報基準



第3 直接即報基準



報告方法及び様式
ただし書き:
消防機関等への通報が殺
到した場合等において、迅
速性を確保するため、様式
によることができない場合
には、この限りではない。また、
電話による報告も認められ
るものとする。